

平成 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 年 月 日 佐賀県知事 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

平成 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

平成 28 年 1 月 1 日以降の寄附について、ワンストップ特例制度を利用される方は、申請書にマイナンバー（個人番号）の記入と、個人番号の確認及び本人確認のための資料の添付が必要になります。

ワンストップ特例申請書へのマイナンバー記載例

平成 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

・押印してください。

・こちらに個人番号（マイナンバー）を誤りなく、ご記入ください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

1. 申告の特例の適用に関する事項

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

・①②に該当するか確認してチェック☑してください。

添付書類（個人番号を確認する書類＋本人であることを確認する書類）

次の、①から③のいずれかのパターンで、コピーを申請書に同封して提出してください。

パターン① マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面のコピー + 表面のコピー



(裏)

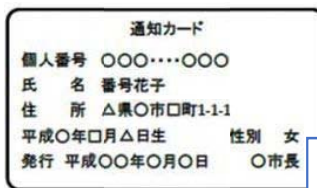
番号確認



(表)

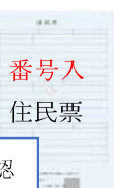
本人確認

パターン② 通知カードの表面（又は個人番号入りの住民票）コピー + 顔写真入りの身分証明書類のコピー



又は

番号確認



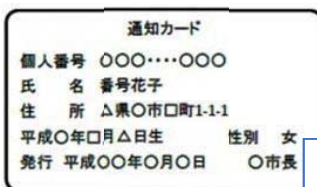
番号入  
住民票



- 運転免許証      ○パスポート
- 身体障害者手帳      ○療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード      ○特別永住者証明書

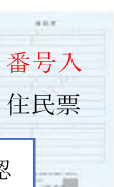
本人確認

パターン③ 通知カードの表面（又は個人番号入りの住民票）コピー + 顔写真なしの身分証明書類のコピー2つ



又は

番号確認



番号入  
住民票



- 公的医療保険の被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書

本人確認

※ 確認資料の添付がない場合は、マイナンバー（個人番号）の記載はなかったものとして受け付けます。

この場合、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

平成 年 寄附分

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日 佐賀県知事 殿	整理番号	フリガナ サガハナコ
住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	氏名	佐賀 花子 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">佐賀印</span>
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 0952-25-7374	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
	生年月日	昭 平 ・ 4 ・ 1

捺印

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

住民票住所と同一であること

マイナンバーを記

提出期限：寄附翌年の1月10日必着

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例対象年に行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）の特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に限る。）について申告の特例の適用は受けられない。適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、及び に該当する場合のみすることができます。及び に該当する場合、それぞれ下の欄の にチェックをしてください。

地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項に規定する申告特例対象寄附者とは、当該寄附金の支出をした者（以下「寄附者」という。）をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金の申告書の提出する義務がある者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

確定申告しない方はチェック

確定申告をされている方は提出不要です。（確定申告時に）

地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-----------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項に規定する要件に該当する者とは、当該寄附金の支出をした者が、特例対象年の1月1日現在の住所地の自治体の数が5以下である者（以下「5自治体以下者」という。）をいいます。

寄附自治体数が5自治体以下の方はチェック

5自治体を超える自治体に寄附した方は、確定申告が必要

以下、記入不要です